

207 本年度各大学卒業新法學士採用に関する件に付通知

(昭和九年一月)

ルコト

閣第第四号	起	昭和九年一月二十二日	裁可	昭和年月日	施	昭和九年一月二十二日
案			決定	昭和九年一月二十二日	行	〔通知〕
			〔朱書〕	〔朱書〕	〔朱書〕	

〔朱書〕

内閣官房総務課長 (横溝)
内閣書記官 (川島) (稻田)
〔印〕

(注記1)

内閣閣甲第四号

昭和九年一月二十二日

内閣官房総務課長 橫溝光暉

本年度各大学卒業新法學士採用ニ関シ去ル一月十八日協議決定
条項左記ノ通ニ有之為念及通知候

記

- (注記3)
- 外務、司法、鉄道各大臣官房人事課長
 - 内務、農林、商工各大臣秘書官
 - 大蔵、文部、逓信、拓務各大臣官房秘書課長
 - 陸軍、海軍両省人事局長
- 〔各通〕
- 本年度各大学卒業新法學士採用ニ関シ〔各省間ノ詮衡方法打合ノ為〕〔去ル〕一月十八日〔首相官邸ニ御參集ヲ煩シ〕協議決定〔シタル〕〔ノ〕条項左記ノ通ニ有之為念及通知候〔余御励行相願度候〕

記

- (注記5)
- 一、新法學士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
 - 二、詮衡ノ為面会時日ガ數省競合シタル場合ニハ本人ノ申出ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
 - 三、數省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊重スルコト
 - 四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

新法學士採用ニ関スル人事主任官会議

(注記4)

- 一、新法學士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト
- 二、詮衡ノ為面会時日ガ數省競合シタル場合ニハ本人ノ申出ニ依リ便宜時日ノ繰替変更ヲ容スコト
- 三、數省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊重スルコト

重スルコト

- 出席者別紙ノ通
- 一、横溝内閣官房総務課長開会ヲ宣ス

四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト
備考 外務省陸軍省、海軍省、外務省〔司法省〕等ニ於テモ
〔外交官〕武官外交官〔法官〕以外ニ新法學士ヲ採用
〔嘱託其ノ他ノ名義ニ〔ラ〕以テ〕スル場合右ニ準ズ

一、横溝内閣官房総務課長ヨリ左ノ挨拶アリタリ

過般次官会議ニテ黒田大蔵次官ヨリ新法學士採用ニ付テハ

成績判明後ニ採用スルコトノ動機ニ対シ各省次官モ之ニ賛

成シ更ニ客年十一月ノ次官会議ニ^(加筆)〔於テ〕再度之レカ採用ニ

関シ打合ヲナセリ 其ノ要旨ハ

一、成績判明後^(加筆)〔採用スルコト〕

一、採用決定^(抹消)〔ノ後ニ〕^(加筆)〔二際シテモ〕^(加筆)〔抹消〕各省^(抹消)〔ノ〕打合

ノコト

右ニ付内閣ニ於テ人事主任官ノ打合会ヲ催サレ度^(ト)ノ依

頼アリ仍テ今日御集合ヲ煩シタ次第デアリマス又先日穂積

博士ガ石黒農林次官ニ^(加筆)〔二〕今回卒業生中綠会^(加筆)〔事件〕ニ関係

ノモノアリ夫等ノ人ハ決シテ惡イ者デハナシ然レドモ夫レ

ヲ採用ヲヤメテハ困ル故各省ヘ行キ御話シテ採用ヲ御願致

〔抹消〕〔加筆〕〔シ度シ〕トノ^(抹消)〔事故〕^(加筆)〔話アリタルヲ以テ〕同次官ハ

〔打合会ニ〕〔此度催サレル各省人事主任官会議ノ際ニ〕ソノ

事ヲ話シテ^(抹消)〔貰テ〕ハ如何ト^(抹消)〔ノ事〕^(加筆)〔話サレタル由〕ニテ本日

穂積博士ハ午後三時當會議ニ出席^(抹消)〔サ〕^(加筆)〔セラ〕ルル筈^(テス)

〔ナリ。〕^(加筆)〔新法學士採用ニ付テハ〕

〔抹消〕〔本會議ノ目的〕^(加筆)〔次官ニ於テハ〕

〔抹消〕〔加筆〕〔二〕成績判明後採用スルコト^(加筆)〔抹消〕

一、採用決定ノ際ハ大分困ル法學士モアリ、「ソレハ」意志

ニ反シテ第二、第三志望ニ採用サレタルモノアリ

一、司法省、外務省、陸海両省ハ直接ノ関係ナキモ囁託ニ

採用サルル場合モアリ

〔区々タルヲ以テ各省主任官ニ於テ十分打合セラルル必要モアリ。依テ此ノ会議ヲ開キタリ。〕

大蔵次官ノ次官会議ニ於ケル御話モアリ先づ大野大蔵省秘書課長ヨリ御意見伺ヒタシ

一、大野大蔵省秘書課長

東大ハ三月三十一日夕方成績発表ノ^(抹消)〔由ナリ〕^(加筆)〔由ナリ〕

学生ノ希望ヲ聞ク為^(加筆)〔過般東京帝国〕大学ノ人事問題懇談

会ニ出席セリ（内務省潮次官モ出席）

其ノ様子ヨリシテ^(加筆)〔左記〕ノ諸点ニ付注意スベキカト考フ

(イ)一年二年ノ成績ニヨリ見ルコトヨリ其ノ後ノ成績ヲ見

テヤラネバナルマイ 全部^(抹消)〔善〕^(加筆)〔能〕ク見ル方可ナラン

(ロ)銓衡ニ着手スルコトハ成績発表ノ関係上四月一日トナ

ル

(ハ)予備的詮衡シタル方可ナラン

(二)政府中ニ不統一ニナリ学生側ニテモ全部成績判明後ニ

シテ貰^(抹消)〔加筆〕〔ヒタキ希望アリ

(ホ)面会時間^(抹消)〔ヲ〕^(加筆)〔ノ〕決定 面会時間ノ衝突スルコトモア

リ仍テ卒業生ノ便宜ヲ計リ本人ノ申出ニ依リ随意ノ日

ニスルコトヲ定ムルコト

(ヘ)甲、乙、丙ノ三省ヲ通過シタルモノニハ本人ノ第一志

望ヲ叶ヘテヤリ度

(ト)本人ガ銓衡ノ場合ニ甲省ヲ第一志望ト云ヒ乙省ニ行キ

テモ乙省ヲ第一志望ト申出ツルコトアリ何レガ第一志

望ナルヤ判明セザル場合モアリ

右ノ場合ニハ内閣ニ何レガ第一志望ナルヤ申出ヅル様
致度
ハ如何

(チ)或ル省ニテハ即座ニ返事セザレバ採用セズト云フコト

モアリ、ソノ場合ハ多少猶予期間ヲ設ケテ本人ノ希望

ヲ叶ヘテヤツテハ如何

各省デ競争スル等醜キコトハ致度ナシ

(リ)銀行ノ如キハ一月銓衡スル様子ナリ

要スルニ可成本人ノ志望ヲ達スル様致度

一、〔~~抹消~~^{加筆}〕~~挿入~~内務大臣秘書官

第一、第二志望ハソノ事ヲ願書ニ書^{〔加筆〕}カセルコトニシテ

ハ如何

大蔵省ノ如キハ書面審理ナルモ内務省ハ試験ヲスルニ一

週間モ要ス

先ニ或ル省ニ決定スルト釘付トナリテ、コレガ本人ノ志

望ニナル如キ結果ヲ生ズ、ソコヲ統一シテハ如何

一、大野大蔵省秘書課長

内務省ノ如キ一週間モカ、ル所デハ十五日ニ決定ノ通知

ヲ^{〔加筆〕}シ、ソレカラ各省ト話合シテ何レガ第一志望ナル

ヤ決定セバ如何

一、〔~~抹消~~^{加筆}〕~~挿入~~内務大臣秘書官

内閣ヲ煩スコト^{〔加筆・抹消〕}ハ如何カ

寧口本人ノ選択ニ委シタル方可ナラン

夫レハ内定ノ通知ヲ出シ本人ニ選択サセル例ヘバ四十人

採用スル場合十人ヲ先ツ取り、然ル後第二次、第三次ノ

一、上ノ畠通信省秘書課長

通信省ハ一週間ヲ費シ二百人ヲ銓衡シテ他ニ取ラルコ

ト、ナル故ニ第一流ノ人物ヲ取ルコト不可能ナリ此レヲ

防止スル必要アリ、私ハ現状ニテ結構ト思フ

一、〔~~抹消~~^{加筆}〕~~挿入~~内務大臣秘書官

内務省ガ第一志望ナルニ拘ラズ大蔵省ニ行ク為断ハラレ

タル例モアリ

一、高山拓務省秘書課長

拓務省ニモ三人アリ正直ニ断ハリニ来レリ

一、午後二時五十五分穂積博士会議ニ出席

同博士ヨリ左ノ挨拶アリ

私が三年間学^{〔抹消〕}生部長在職中純粹ナル思想問題ニ関係ア

ルモノハ今回ノ卒業ニハナシ只

(イ)カンニング問題ハ一時多少アリシモ今回ハナシ

(ロ)緑会事件

第一就就職問題 大学当局ニ就職問題ニ付当局ノ尽力

ヲ促ス為メ学生大会ヲ開催セントノ議アリシモ

中止サセタリ

第二食堂問題 緑会委員ハ此ノ解決ヲ依頼サレ食堂改

革運動ヲナセシモノニシテ会員ガ大学ニ対シ反

抗ノ態度ニ立チタリ大学ニテハ学内秩序ノ為一

人ヲ退学処分セリ他ノ連中ニテ明白ニ該運動ニ

加リタルモノニ十六名ニ一年間停学処分セリ

夫レハ一、二名ノ悪キ者ノ為メニ他ハ乗ゼラレ

タルモノニシテ大学ニ対シ反抗的事情ナシ、其

等大部分ノ者ハ後悔シ眞面目ニ勉強シ成績モ良

キモノアリ六名（別紙ノ通）ハ行政科、司法科

試験ニ通過シ居レリ思想上ノ懸念ハ全然ナク之

レニ付テハ私ハ保証シテヨシ

〔↑〕——仍テ处分ヲ受ケタルコトカ将来ニ障ルコトハ

私ハ甚ダ氣ノ毒ト思ヒマス其ノ点銓衡ニ当リ考

慮願ヒタシ

一、菊澤文部省秘書課長

〔抹消〕〔加筆〕——〔抹消〕〔加筆〕選挙シ居リ

タルモ其後学部長ヨリ任命スルコトトナレリ

悪キ学生ハ委員ノ諂衡ニ付感情ヲ害シ居リ色々ノ問題ヲ

採リ委員ヲ刺戟シ居レリ私ハ門外漢ナルモ緑会ノ委員ニ

ハ同情シ居レリ

一、〔抹消〕〔加筆〕間内務大臣秘書官

思想問題ニ付テハ本人ヲ調査スルモ當方ニテモ警視庁ノ

〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕二〔乘〕〔載〕セラレタル者以外ハ

全然不明ナリ特ニ地方庁ノ特高警察関係ノモノニ付テハ
其ノ必要アリ

一、穂積博士

〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕二〔乘〕〔載〕セラレタル者ハ大学

ニテハ推薦セズ、試験ヲ通過シタル者ニハナシ若シ疑問

ノ者アラバ注意ヲナス

一、菊澤文部省秘書課長

大学ニテハ高等学校ノ悪イ奴ハ〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕

二〔乘〕〔載〕セル、高等学校ニテハ年々地方ノ警察署ニ照

会シテ身元ノ調査ヲスル

一、穂積博士

〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

一、穂積博士

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

一、横溝内閣官房総務課長

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

一、大野大蔵省秘書課長

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

一、上ノ畠透信省秘書課長

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

一、大野大蔵省秘書課長

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕〔加筆〕

其ノ理由ハ課長級ノ者五、六名ガ朝カラ面会シ〔詮〕
 〔加筆〕衡不可能ト見ラル者迄モ永ク待タセルコトハ相当
 印象悪シ

先生ヨリ見テ全部会ツタ方ガ好キカ又ハ一部份書面審理
 〔抹消〕〔シタ方カ〕〔スルガヨキカ〕何レガ好キカ

一、穂積博士

成績ハ左程善クハナイガ愛想ノ善キモノアリ全部ニ会フ
 コトヲ希望ス実業界ハ大概全部ニ会フ
 又実業界テハ書面審理セズ十人採用スルナラバ大学デ二
 十人選定シテクレトノ依頼モアル

一、坂〔加筆〕野司法省人事課長

昨年ハ全部会ヒシモ本年ハ少シ制限スルコトニ致シタシ

ト思ヒ居レリ

一、〔抹消〕〔挿〕間内務大臣秘書官

今迄ハ全部会ツテ居ル内務省ハ成績ノ左程良クナイ者デ
 モ採用スル

今年ハ或ル標準ヲ設ケタシト思フ其レハ文官試験〔合格〕

者ノミニ制限スルカ又ハ或ル程度ノ制限ヲ設クルコ
 ト、致度

一、穂積博士

成績ヲ〔詮〕〔加筆〕衡ノ標準トスルハ可ナルモ人物ノ良
 宜〔加筆〕シイノモアル、中ニハ運動家ニテ勉強ノ出来ヌモ
 ノアルモ相当見所ノアル人モアリ

実業界ノ〔詮〕〔銓〕衡ハ一月ヨリ始マルニ役所ノ方ハ四月

一、横溝内閣官房総務課長

正式ノ〔詮〕〔銓〕衡ノミナラズ予備的会見ヲシテハ如何ト
 ノ議ハ先刻議題ニナリシモノナリ

一、〔抹消〕〔挿〕間内務大臣秘書官

先生〔ヨリ〕〔カ〕紹介ヲ断ハラル〔ト〕モ他ノ有力ノ人
 ヨリ紹介サル、コトアリ

一、穂積博士

私ヨリ紹介スル人ハ相当ノモノノミナリ

皆様が学校ニ来ラレテ御話シラ願フコトハ非常ニ印象ヨ

シ〔最後〕〔シ〕何卒宜敷御銓衡ヲ乞フ

一、穂積博士退場

一、横溝内閣官房総務課長

大野大蔵省秘書課長ノ意見ヲ議題トシテ採否ニ入り〔抹消〕
 〔加筆〕間、上ノ畠ノ各秘書官ヨリ意見ヲ述べ結局左ノ通決
 定ス

一、新法学士ノ〔選考〕〔銓衡〕ニ著手スル時日ハ各省トモ四

月一日以後トスル事

一、〔抹消〕〔鉛筆〕ノ為メノ面会時日ガ数省一致シタル場合

ハ本人ノ申出ニ依リ便宜繰リ換ヘ変更スル事

一、数省ニ採用決定シタル者ニ就テハ成ル可ク本人ノ志望

ヲ尊重スル事

一、採用発令ノ日附ハ各省トモ四月十六日以後トスル事

一、横溝内閣官房総務課長ヨリ本日ハ各省人事ノ関係者ノ御集

合ニ付此ノ際公文ニテ通知スル迄ニアラザルモ人事関係

〔等〕〔加筆〕二付二三御注意ヲ煩ス〔抹消〕〔為メ〕〔件アリト〕印刷物（別

紙）〔加筆〕〔ヲ〕配付セリ

一、稻田内閣書記官朗読シ二三ノ質問アリテ〔加筆〕〔更ニ別紙〕協議事

項ヲ決定シ午後四時四十五分散会

出席者

外務省

〔狭〕〔抹消〕〔挟〕間秘書官

内務省

大野秘書課長

大蔵省

矢ヶ崎人事局員

陸軍省

山本人事局員

海軍省

坂野人事課長

司法省

菊池〔抹消〕〔加筆〕秘書課長

文部省

農林省

商工省

上ノ畠秘書課長

鉄道省

須田人事課長

拓務省

高山秘書課長

内閣

横溝総務課長

川島書記官

稻田書記官

森属

行政科、司法科合格

葦澤大義

神田坤六

行政科合格

仙石永博

森誓夫

司法科合格

鈴木信次郎

協議事項

（昭和九・一・一八）

一、幹部候補生少尉任官ノ際、叙位上奏ニ伴フ錯誤防止ノ件

各省ニ於テ有資格者ヲ高等官ニ任官セシムル際其ノ者ガ

幹部候補生トシテノ履歴ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ都度陸

軍省ニ通知スルコトニシテハ如何

氏名、入営ノ年月、新ニ任セラルル官ノ官等、

〔各省賛成〕

（昭和九・一・一八）

一、官等陞叙ノ書類ニハ必ズ在職年数調ヲ添附スルコト。而シ
テ右ノ調ニハ現官等経過年月ヲ記載シ何日現在ナルカラ明

ニスルコト。

一、兼任ノ書類ニ添付スル理由書ハ可成詳細ニ記述スルコト。

一、任免、陞等ニ関シ他ト関聯シテ発令スルモノ又ハ発令ノ

日ニ付特ニ希望アルモノニ付テハ其ノ旨進達書ニ附記スルコト。

一、銓衡書ハ成ルベク本書ヲ添付スルコト。

一、辞職願又ハ休職ニ關スル同意書ハ墨書トスルコト。

一、辞職願ノ宛名ハ勅任官ニ在リテハ内閣總理大臣、奏任官ニ在リテハ本屬長官タルコト。

一、民間ノ者ヲ委員会委員、幹事等ニ任命ノ書類ニハ履歴書ヲ添附スルコト（異動ヲ記入シタルモノヲ添附ノコト）。

一、文官分限令第十一條第一項第四号ニ依ル休職ノ書類ニハ其ノ理由ヲ可成詳細ニ記述スルコト。

一、定員ニ關係アル異動（例ヘバ休職、退職、死亡、委員ノ職務ノ消滅定員外職員ノ異動等）ニ付テハ遲滞ナク官報ニ報告シ又ハ内閣官房總務課へ通報セラルルコト。

一、大臣ノ旅行、出張ノ際ニハ必ず發著時刻ヲ通知セラルルコト。

一、病氣危篤其他急ヲ要スル場合ニハ書類進達前電話ヲ以テ其ノ旨予告スルコト（退院時間ニ切迫セル際ニハ特ニ然リ）。

一、病氣危篤ノ書類ニハ病名、危篤ノ日等附箋スルコト。

一、書類ニ添附スル履歴書用紙ハ粗悪ナルモノヲ用ヒザルコト。

一、履歴書ニ族籍ノ記入ヲ脱漏セザルコト。

一、勤務演習召集免除又ハ簡閱点呼免除ニ関シテハ成ルベク速ニ認可申請ノ手続ヲ執ルコト。

一、併任ノ者又ハ兼任ノ者ニ付重複シテ叙位ヲ上奏スル等ノ誤ニ陥ラザル様特ニ注意スルコト。

一、再就職ニ關スル三ヶ月ノ制限ハ退官又ハ休職ノ翌〔月〕ヨリ起算シ満三ヶ月トスルノ解釈ナリ。

一、叙位上奏書中ニ位勲ノ記載又ハ叙位ノ資格年限ノ計算ニツキ誤謬多シ。

一、判任官ヲ奏任官、同待遇ニ任官又ハ任命スル際判任官トシテ叙位ヲ奏請シタル上昇格セシムル方、位ニツキ本人ニ利益ノ場合アリ。

一、定期ノ官等陞叙又ハ待遇官等陞等上奏ノ際ニハ同時ニ其ノ相当位ニ付定期叙位ノ書類ヲ進達セサルレバ事務処理上好都合ナリ。

一、病氣危篤ノ際任官陞等相当位ノ上奏書ニ便宜上同時ニ位階追陞ノ上奏書進達セラルレバ事務処理上好都合ナリ。

一、民間功労者死亡ニ当リ特旨叙位又ハ特別叙勲ニ付テハ没後十日ノ処理期限ノ満了ニ切迫シテ手続ヲナス時ハ功績ノ調査不充分トナル為本人ニ不利益トナルコト多シ。

一、民間功労者ノ死亡ニ当リ特旨叙位又ハ特別叙勲書類ヲ提出スル場合ニハ葬儀ノ日ヲ附箋セラルレバ便宜ナリ。

一、民間功労者ノ特旨叙位又ハ特別叙勲上奏又ハ稟申ニ際シ裏

二恩賞ニ浴シタル同省又ハ同一府県ノ同種功労者ト比較シ

タル評定ヲ添附セラルレバ調査上好都合ナリ。

一、定期叙勲ノ上奏書往々内閣官房総務課へ送付シ来ル向アルモ右ハ直接賞勲局へ送付セラルベキモノナリ。

モ右ハ直接賞勲局へ送付セラルベキモノナリ。

庶務 (昭和九・一・一八)

一、法律案請議ノ際ハ必ず正副二通提出スルコト。

一、法律、勅令案ノ請議用紙ハ美濃紙ノ大キサヲ標準トス。紙質ノ不良ナルモノ、甚シク薄キモノ等ハ用ヒザルコト(永久保存ノ為)。

一、法律勅令ノ請議ハ必ず毛筆、タイプライター淨書ノモノタルコト(ガリ版刷ハ用ヒザルコト)。

一、勅令ノ公布ハ閣議決定後五六日ノ期間ヲ要スルヲ以テ公布

ノ日ニ付予定アル勅令案ニ付テハ相當期間ノ余裕ヲ設ケテ

之ヲ進達スルコト。

一、施行期日ノ切迫セル勅令案ニ付テハ成ル可ク公布ノ日ヨリ

施行スル旨ノ規定トスルコト。

一、法律案、勅令案等ノ理由書ニ付テハ請議ノ事由及案ノ要領ヲ詳記スルコト。

一、法律勅令ノ条文ノ字配リハ大体一定シ居ルヲ以テ請議ノ際

注意スルコト(官報参照。法令ノ一部改正ノ場合ニ於テハ現行法令ノ体裁ト一応照合スルコト)。

例ヘバ左記○印ハ文字ノ高サ又ハ空ニ注意スペキ点トス。

勅令第
。号

中左ノ通改正ス

第一条

第一條中「.....」ヲ「.....」
.....」ニ改ム

。附則。

一、公文書提出ノ場合ハ必ず其ノ主任者氏名ヲ適當ノ場所ニ附記スルコト。若シ日限通り回答シ得ザル場合ハ予メ其ノ旨申出デラレタシ。

一、照会事項ニ対スル回答ニシテ日限アルモノハ其ノ期限ヲ厳守スルコト。若シ日限通り回答シ得ザル場合ハ予メ其ノ旨

申出デラレタシ。

閣甲第四号属起		裁可昭和年月日施		(注記6)
案	昭和九年一月二十四日	决定	昭和九年一月二十五日	
(加筆) 内閣書記官長	(署切)	内閣書記官	(横溝)(川島)(稻田)	
案	(一)		(一)	
(昭和九 年二月二 十五)日				

内閣官房総務課長

宛(各通)

内閣恩給、統計、印刷各局長

法制局長官

賞勲局總裁

資源局長官

本年度各大学卒業新法学士採用二関スル件

今般各省ノ人事ニ関スル主任官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通

協議決定相成候条貴局ニ於テモ〔同様〕(加筆)御勵行相成様致度依命此

段及通知候

記

一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト

二、詮衡ノ為ノ面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出

ニ依リ便宜時日ノ繰替变更ヲ容スコト

三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊

重スルコト

四、発令ノ日附ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

案(二)

年月日

内閣官房総務課長
枢密院書記官
会計検査院〔長官房〕総務科長
行政裁判所長官
貴衆両院書記官長

(注記8)

(注記9)

昭和九年一月二十二日

内閣官房総務課長 橫溝光暉

本年度各大學卒業新法学士採用ニ關シ去ル一月十八日協議決

定ノ条項左記ノ通ニ有之為念及通知候

記

一、新法学士詮衡著手ハ四月一日以後トスルコト

二、詮衡ノ為ノ面会時日ガ数省競合シタル場合ニハ本人ノ申出

ニ依リ便宜時日ノ繰替变更ヲ容スコト

三、数省ニ採用決定シタル者ニ付テハ成ル可ク本人ノ志望ヲ尊

重スルコト

四、発令ノ日付ハ各省トモ四月十六日以後トスルコト

第号	起	裁可	昭和年月日	施
案	昭和九年一月十五日	〔横濱〕 〔朱書〕	〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕	〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕
		〔印〕	〔印〕	〔印〕
		〔昭和九〕年〔一〕月〔十五〕日		
			〔川島〕〔稻田〕	
			〔印〕〔印〕	
				〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕〔朱書〕

内閣官房総務課長 内閣書記官

〔加筆・朱書〕〔加筆・朱書〕〔加筆・朱書〕〔加筆・朱書〕

〔昭和九〕年〔一〕月〔十五〕日

内閣官房総務課長 宛(各通)

案(一)二同ジ

記

内閣閣甲第四号

本年度各大學卒業新法学士採用ニ關スル件

今般各省ノ人事ニ關スル主任官會議ニ於テ標記ノ件ニ付左ノ通
協議決定有之候条為御参考及通牒候

外務、司法、鉄道、各省人事課長
内務、農林、商工各大臣秘書官
大藏、文部、通信、拓務各省秘書課長 宛(各通)

陸軍省人事局補任課長

海軍省人事局第一課長

去ル十一日ノ各省事務次官會議ノ申合ニ依リ各省ニ於ケル新法
学士ノ〔銓〕〔詮〕〔衡〕採用ニ關シ各省主任官ノ打合会ヲ開ク事ト相

成候間来ル十八日（木曜日）午後一時頃[印留]御參集相煩度
尚当口東京帝国大学教授男爵穗積重遠氏ヨリモ一場ノ御話有
之等

(扶記1)

「(三島)
⑪」

(扶記2)

「固」

(扶記3)

「(米倉)
〔〕」 (簿中内生名番略)

(扶記4)

「昭和九年一月廿六日決裁」

(扶記5)

「扶覽内閣官房総務課長(横濱)
⑪内閣書記官(三島)
⑪(昭和)」

(扶記6)

「(三島)
⑪」

(扶記7)

「固」

(扶記8)

「(那須)
〔隆〕」

(扶記9)

「(朱倉)
〔參照〕」

(扶記10)

「固」

〔昭和九年 公文雜纂 内閣 14 2A, 14, 2072〕